

令和6年度企画提案型がん対策推進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、がん対策の推進を図るため、民間団体が行うがん患者や家族の支援に関する取組などがん対策推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

(補助事業及び補助事業者)

第2条 補助金交付の対象となる補助事業は、企画提案型がん対策推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）で選定された事業とし、補助事業者は、当該事業を実施する団体等とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、1事業10万円を上限とするが、効果的な取組で、事業規模の大きいものについては30万円を上限とし、委員会で補助金額を決定する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 県は、補助事業者から提出された申請書の内容を、委員会を設置して審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、補助対象とならなかった交付申請については、補助金交付不採択通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(申請の取り下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(内容の変更等)

第7条 第5条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く）又は補助事業等に要する経費の配分の変更（配分額の20パーセント以内の増減を除く）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「変更承認通知書」（様式第5号）により行うものとする。

(概算払)

第8条 本事業に要する補助金は、県が必要と認める場合は、交付決定額の9割を限度として概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払申請書(様式第6号)を県に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、事業完了後1ヶ月以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を県に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により概算払を受けたときは、実績報告書提出の際、概算払精算書(茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)様式第102号)を提出して精算しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式9号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(返還命令)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 精算額が交付額より少ないとき

(2) この要項に違反したとき

(帳簿等の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる経費について、帳簿等を備えて、その出納を明らかにし、当該関係帳簿を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の納付)

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、

一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この場合において、当該消費税又は地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要項は、令和6年4月19日から施行する。